

平成 30 年 1 月 18 日  
高齢施策担当部介護保険課

### 指定地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者の指定について、下記のとおりとする。

#### 記

#### 1 区内指定地域密着型サービス事業者

##### 地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日
レコードブック南大泉 南大泉四丁目 34 番 18 号	株式会社リーベル	平成 30 年 2 月 1 日

#### 2 区外指定地域密着型サービス事業者

##### 地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	練馬区民 利用者数
みんなのリハビリデイサービス 板橋区小茂根四丁目 1 番 2 号 恵林マンション 1 階	有限会社 ネクストリーム	平成 29 年 12 月 1 日	3 名